

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔略〕</p> <p>特定優良賃貸住宅 法第3条の規定により<u>区長</u>の認定を受けた供給計画に基づき建設された住宅で、墨田区が借り上げて管理する区民住宅をいう。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>(補欠者)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の補欠者のうちからその補欠順位に従い使用予定者を決定する。</p> <p>当該区民住宅について、次条第2項の規定により使用予定者としての決定を取り消したとき、又は同条第5項の規定により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>〔略〕</p> <p>(使用料の減額の申請等)</p> <p>第15条 使用者は、第13条第1項又は第2項に規定する使用料の減額を受けようとするときは、新たに区民住宅を使用しようとするとき、<u>及び毎年</u>、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者の所得を認定の上、使用料の減額の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。この場合において、使用料の減額を行うことを決定したときは、使用料、差額、使用者負担額、減額期間その他必要な事項を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>(修繕の義務)</p> <p>第20条 区長は、区民住宅及び共同施設について、規則で定める構造及び設備の主要な部分を修繕する必要があるときは、遅滞なく必要な措置を講ずるものとする。た</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>特定優良賃貸住宅 法第3条の規定により<u>東京都知事</u>の認定を受けた供給計画に基づき建設された住宅で、墨田区が借り上げて管理する区民住宅をいう。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>当該区民住宅について、次条第2項の規定により使用予定者としての決定を取り消したとき<u>又は</u>同条第5項の規定により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 使用者は、第13条第1項又は第2項に規定する使用料の減額を受けようとするときは、新たに区民住宅を使用しようとするとき<u>及び毎年</u>、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の申請があった場合は、当該申請者の所得を認定の<u>うえ</u>、使用料の減額の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。この場合において、使用料の減額を行うことを決定したときは、使用料、差額、使用者負担額、減額期間その他必要な事項を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第20条 区長は、区民住宅及び共同施設について、規則で定める構造及び設備の主要な部分を修繕する必要があるときは、遅滞なく必要な措置を講じるものとする。た</p>

<p>だし、使用者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要が生じたときは、この限りでない。</p> <p>(使用者の保管義務)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 使用者の責めに帰すべき事由により、区民住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損した場合は、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(区民住宅の明渡請求)</p> <p>第29条 区長は、使用者又は入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者又は入居者に対して、使用の許可を取り消し、又は区民住宅の明渡しを請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>区民住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ~ [略] <p>2~4 [略]</p>	<p>だし、使用者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要が生じたときは、この限りでない。</p> <p>[同左]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 使用者の責めに帰すべき事由により、区民住宅又は共同施設を滅失し、又はき損した場合は、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第29条 [同左]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>区民住宅又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ~ [略] <p>2~4 [略]</p>
---	---

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。